

その2

酒類の提供	<p>① する ② しない</p> <p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p>
役務提供の様	
当該営業所において他の営業を兼業すること	<p>① する ② しない</p> <p>①の場合：当該兼業をする営業の内容</p>

行政書士 藤田 晶 事務所／愛媛県四国中央市川之江町3023番地の4

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「提供する酒類の酒類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なもの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 「役務提供の概要」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するかの別）
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各号のいずれに該当するかの別）、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
 - (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかの別）等
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。